

平成30年6月議会

提出議案（概要）

- | | | | | |
|---|-------|------------------|---|------|
| 1 | 条例議案 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | P | 1～10 |
| 2 | 規約の変更 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | P | 11 |
| 3 | 報告 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | P | 12 |

保健福祉局

北九州市介護保険条例の一部改正について

1 改正理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）により、第1号被保険者の所得指標となる合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとされたことに伴い、平成30年2月議会において北九州市介護保険条例（平成12年北九州市条例第16号）の一部改正を行ったところである。

このたび、平成30年3月22日に公布された介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第56号）により、当該一部改正を行った規定中の「特別控除額」を定義する介護保険法施行令の条項に変更があったため、規定の整備を行うもの。

2 改正内容

第10条第1項第6号中「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改める。

3 施行期日

平成30年8月1日

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正に伴い、新たに「共生型サービス」及び「介護医療院」が創設されたため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

(1) 共生型サービス

共生型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める。

基準のうち「一般原則」「地域との連携等」「非常災害対策」「暴力団員等の排除」「文書保存年限」については、既存の介護サービスと同様、本市独自の基準を適用し、その他の事項については、厚生労働省で定める基準のとおりとする。

(2) 介護医療院

介護医療院の施設、人員、設備及び運営に関する基準を定める。

基準のうち、「一般原則」「地域との連携等」「非常災害対策」「暴力団員等の排除」「文書保存年限」については、既存の介護サービスと同様、本市独自の基準を適用し、その他の事項については、厚生労働省で定める基準のとおりとする。

3 施行期日

公布の日

(改正された介護保険法の施行日は、平成30年4月1日であるが、市の条令が制定施行されるまでの間は、省令の基準を条令で定める基準とみなす旨の経過措置あり。)

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例の一部改正について

1 改正理由

平成29年6月2日に公布された、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による児童福祉法の一部改正に伴い、共生型障害児通所支援の人員、設備及び運営に関する基準を定めるもの。

2 改正内容

共生型障害児通所支援の人員、設備及び運営の基準の制定（第4条、第6条関係）

児童福祉法の改正により、平成30年4月1日から新たに創設された「共生型障害児通所支援」は、介護サービス等の指定を受けた事業所での障害児通所支援の提供を可能とするサービスである。

共生型障害児通所支援の創設に伴い、共生型障害児通所支援の人員、設備及び運営についての基準を定めるもの。

あわせて条項ずれに伴う規定の整備を行う。

3 施行期日

公付の日

（改正された児童福祉法の施行日は、平成30年4月1日であるが、市の条例が制定施行されるまでの間は、省令の基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置あり。）

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

平成29年6月2日に公布された、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正に伴い、共生型障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定めるもの。

2 改正内容

共生型障害福祉サービスの人員、設備及び運営の基準の制定（第4条、第6条関係）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、平成30年4月1日から新たに創設された「共生型障害福祉サービス」は、介護サービス等の指定を受けた事業所での障害福祉サービスの提供を可能とするサービスである。

共生型障害福祉サービスの創設に伴い、共生型障害福祉サービスの人員、設備及び運営についての基準を定めるもの。

3 施行期日

公付の日

（改正された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行日は、平成30年4月1日であるが、市の条例が制定施行されるまでの間は、省令の基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置あり。）

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正理由

「北九州市公共施設マネジメント実行計画」(平成28年2月策定)の基本方針に沿って昨年12月策定した「公の施設に係る受益と負担のあり方」に基づき、公の施設の使用料等を改定するため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

(1) 使用料等の引上げ

下表のように施設使用料等を改定する。

施設名	中分類	改定率
地域交流センター	地域コミュニティ施設	(現行どおり)
勤労青少年ホーム	市民活動拠点	1.5倍
穴生ドーム、障害者スポーツセンター	保健福祉施設 (スポーツ系)	1.5倍

(2) 貸出単位等の見直し

会議室などの利用時間の単位を1時間あたりに改定する。

また、穴生ドームの半面利用の料金区分を新設する。

(3) 回数券・定期券の導入や割引率の拡大

「回数券・定期券の導入」や「回数券の割引率拡大」を行う。

3 施行期日

平成31年4月1日

4 経過措置

条例施行日の前日までに改正前の条例の規定により使用の許可がなされた使用料については、なお従前の例による。

条例施行日の前日までに販売された回数券・定期券は、施行日以降においても従前の例により利用できる。

5 その他

年長者施設利用証(65歳以上に交付)による高齢者減免の見直し(10割減免で無料となっている施設については3割負担とする)については、使用料改定の施行期日(平成31年4月1日)に合わせて行う予定。

【議案対象外：減免の見直しは条例改正を伴わないため】

保健福祉局所管分施設の使用料等改定の考え方

■保健福祉局所管分施設

・地域コミュニティ施設 【基準となる受益者負担割合：10%】

改定する施設		改定内容
地域交流センター	改定率	地域コミュニティ施設の受益者負担割合は11.3%であるため、現在の料金水準を維持 多目的ホール（共用）に高齢者用回数券を新設
【北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例】	貸出単位等	諸室・ホール・多目的ホール（専用）の料金は、午前・午後・夜間の3区分等から1時間単位に変更

・市民活動拠点施設 【基準となる受益者負担割合：25%】

改定する施設		改定内容
勤労青少年ホーム	改定率	市民活動拠点施設の受益者負担割合は9.7%であるため1.5倍に料金を改定 （基準による改定率は2.6倍であるが、激変緩和1.5倍を適用） 体育室（共用）とテニスコートに回数券を新設
【北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例】	貸出単位等	諸室と体育室（専用）の料金は、3時間単位から1時間単位に変更

・保健福祉施設（スポーツ系） 【基準となる受益者負担割合：50%】

改定する施設		改定内容
穴生ドーム 障害者スポーツセンター	改定率	保健福祉施設（スポーツ系）の受益者負担割合は31.9%であるため1.5倍に料金を改定 （基準による改定率は1.6倍であるが、激変緩和1.5倍を適用） 回数券の割引率を1割から2割に拡大 障害者スポーツセンターの3ヶ月定期券（高校生を除く満18歳以上の者）を新設
【北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例】	貸出単位等	穴生ドームの専用利用の料金に、半面利用の料金区分を新設

保健福祉局所管分施設の使用料改定（案）

■ 地域交流センター

（単位：円）

区分		改定案			現行使用料					
各室使用料	-		1時間又はその端数ごとに			9時～12時	12時～17時	17時～22時		
	ホール		270			700	1,100	1,800		
	集会室A		270			700	1,100	1,800		
	集会室B		180			550	700	1,100		
	和室		140			350	600	900		
	調理室		140			350	600	900		
	多目的ホール	専用		1時間又はその端数ごとに			10時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時
				560			1,100円	1,600	1,600	1,900
		共用	-	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	
			1人1回（2時間以内）	260	130	80	260	130	80	
		65歳以上の者（回数券10枚つづり）1人1回（2時間以内）	620（新設）			-	-	-		
-		1時間又はその端数ごとに			9時～12時	12時～17時	17時～22時			
その他の室		80			180	350	550			
設備・器具使用料	-		1時間又はその端数ごとに			9時～12時	12時～17時	17時～22時		
	調理用コンロ	1台	40			100	200	200		
備考		削除			3 規定時間区分を超えた場合においては、超過時間が1時間以下のときは、超過時間の属する規定時間区分の使用料を徴収しない。					

■ 勤労青少年ホーム

区分		改定案		現行利用料		
各室	料理室	（3時間以内）	500円（1時間又はその端数ごとに）	1,000		
	集会室	50平方メートル未満の室（3時間以内）	300円（1時間又はその端数ごとに）		600	
	研修室					
	講習室					
	和室	50平方メートル以上の室（3時間以内）	400円（1時間又はその端数ごとに）		800	
	茶室					
	音楽室					
美術室						
絵画室						

体育室	専用	1,500 (1時間又はその端数ごとに)			3,000 (3時間以内)			
		区分	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒
		1人1回 (3時間以内)	220	150	70	150	100	50
		回数券 (10枚つづり) (1人1回3時間以内)	1,760 (新設)	1,200 (新設)	560 (新設)	-	-	
テニスコート	共用	区分	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒
		1人1回 (3時間以内)	220	150	70	150	100	50
		回数券 (10枚つづり) (1人1回3時間以内)	1,760 (新設)	1,200 (新設)	560 (新設)	-	-	-

■ 穴生ドーム

区分		改定案		現行利用料	
共用	区分	一般	小・中・高等学校の児童及び生徒	一般	小・中・高等学校の児童及び生徒
	1人1回 (2時間以内)	750	370	500	250
	回数券 (10回分) 1人1回 (2時間以内)	6,000	2,960	4,500	2,250
専用	区分	全面	半面	全面	
	A (体育行事) (1時間又はその端数ごとに)	3,750	1,870 (新設)	2,500	
	B 体育行事以外の行事 (1時間又はその端数ごとに)	7,500	3,750 (新設)	5,000	

■ 障害者スポーツセンター

区分		改定案						現行使用料							
体育館及びスタジオ使用料	共用	区分	一般		高等学校の生徒		小・中学校の児童及び生徒		一般		高等学校の生徒		小・中学校の児童及び生徒		
		1人1回 (2時間以内)	520		250		150		350		170		100		
		回数券 (10枚つづり) 1人1回 (2時間以内)	4,160		2,000		1,200		3,150		1,530		900		
	専用	区分	9時～12時		12時～17時		17時～21時		9時～12時		12時～17時		17時～21時		
			平日	土日休日	平日	土日休日	平日	土日休日	平日	土日休日	平日	土日休日	平日	土日休日	
		体育館	A (体育行事)	7,650	9,150	11,700	14,100	11,700	14,100	5,100	6,100	7,800	9,400	7,800	9,400
			B (体育行事以外の行事)	11,550	13,800	17,550	21,150	17,550	21,150	7,700	9,200	11,700	14,100	11,700	14,100
		スタジオ1	区分	平日			土日休日			平日			土日休日		
				1時間又はその端数ごとに			1,650			1,800			1,100		
			スタジオ2	1,500			1,650			1,000			1,100		
プール使用料	共用	区分	一般		中学校の生徒		小学校の児童以下の者		一般		中学校の生徒		小学校の児童以下の者		
		個人	750		460		220		500		310		150		
		団体	30人以上 50人未満	670		410		200		450		275		135	
			50人以上	600		360		180		400		245		120	
	回数券 (10枚つづり)	6,000		3,680		1,760		4,500		2,790		1,350			
専用	区分	平日			土日休日			平日			土日休日				
1コース (2時間以内)	3,000			3,600			2,000			2,400					
卓球室使用料	共用	区分	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒							
		1人1回 (2時間以内)	520	250	150	350	170	100							
		回数券 (10枚つづり) 1人1回 (2時間以内)	4,160	2,000	1,200	3,150	1,530	900							
専用	1台 (2時間以内)	1,500			1,000										
トレーニング室使用料	満15歳以上の者 (中学生を除く)	1人1回 (2時間以内)	520			350									
		回数券 (10枚つづり) 1人1回 (2時間以内)	4,160			3,150									

会議室 使用料	区分		9時～12時		12時～17時		17時～21時		9時～12時		12時～17時		17時～21時	
			平日	土日休日	平日	土日休日	平日	土日休日	平日	土日休日	平日	土日休日	平日	土日休日
	会議室1		2,400	2,850	4,200	5,100	3,900	4,650	1,600	1,900	2,800	3,400	2,600	3,100
	会議室2		4,800	5,700	8,100	9,750	7,800	9,300	3,200	3,800	5,400	6,500	5,200	6,200
	会議室3		1,650	1,950	2,700	3,300	2,550	3,000	1,100	1,300	1,800	2,200	1,700	2,000
多目的室 使用料	区分		平日		土日休日		平日		土日休日					
	1時間又はその端数ごとに		2,850		3,300		1,900		2,200					
体育館、スタ ジオ、プー ル、卓球室及 びトレーニング 室共通使用 料	満18歳 以上の者(高校 生を除く)	回数券 (100枚つ づり)	1人1日	1,500				1,000						
			1人1日	120,000				90,000						
		定期券	1月	6,000				4,000						
			3月	16,200 (新設)				—						
			6月	32,400				21,600						
スポーツプロ グラム受講料	満18歳以上の者 (高校生を除く)		10分又はその端数ごとに150円				10分又はその端数ごとに100円							

【参考】議案対象外

(高齢者減免の見直しは条例改正を伴わないため)

高齢者減免見直し対象施設

- 年長者施設利用証（65歳以上に交付）により、現在10割減免で無料となっている下記の施設については、3割負担（7割減免）に見直す予定。

(単位：円)

施設名	料金区分	【参考】 一般料金 改定案	減免後 料金 (7割減免)	備考
地域交流センター	多目的ホール（共用） 2時間以内	※260	70	回数券：62円/回
勤労青少年ホーム	集会室・料理室ほか 1時間又はその端数ごとに	300～500	90～150	
	体育室（専用） 1時間又はその端数ごとに	1,000 ～1,500	300～450	
	体育室（共用） テニスコート（共用）、3時間以内	220	60	回数券：52円/回

※料金改定は行わない予定

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

1 変更理由

平成30年10月1日から筑紫郡那珂川町が市制施行されることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するもの。

2 変更内容

選挙区の表の変更（別表第2関係）

現 行	変 更 後
筑紫野市	筑紫野市
春日市	春日市
大野城市	大野城市
太宰府市	太宰府市
<u>筑紫郡那珂川町</u>	<u>那珂川市</u>

3 施行期日

平成30年10月1日

(報告)

議案第102～104号

総合療育センター改築工事請負契約一部変更議案（3件）

(提出局：技術監理局)

1 提案理由

平成28年12月9日に契約を締結した総合療育センター改築工事請負契約、総合療育センター改築電気工事請負契約、総合療育センター改築機械工事請負契約の3件について、契約金額及び工期を変更する必要があるため、提出するもの。

2 変更理由

【契約金額変更理由】

残工事分について、資材、労務単価等の変動による請負契約金額の変更を行うもの。(インフレスライド条項の適用)

【契約工期変更理由】

周辺工事の重複による大型車輛の通行調整、湧水の発生や地中障害物の発見など、当初想定していなかった作業に日数を要したため、工期の変更を行うもの。

3 契約金額

(単位：円)

工事名 契約の相手方	変更前	変更後	増額
総合療育センター改築工事請負契約 奥村・九鉄共同企業体	4,425,840,000	4,433,527,440	7,687,440
総合療育センター改築電気工事請負契約 九電工・ハッセイ共同企業体	1,668,294,360	1,679,258,520	10,964,160
総合療育センター改築機械工事請負契約 高砂熱学・ダック技建建設工事共同企業体	1,634,904,000	1,641,060,000	6,156,000

4 契約工期

工事名	変更前	変更後	延長日数
総合療育センター改築 工事請負契約	平成28年12月9日 ～ 平成30年7月3日	平成28年12月9日 ～ 平成30年8月3日	31日間
総合療育センター改築 電気工事請負契約			
総合療育センター改築 機械工事請負契約			